

近畿2府4県における休業要請等に係る支援策一覧

		大阪府		兵庫県	京都府
名称		休業要請支援金	休業要請外支援金 ※休業要請支援金の支給対象者以外	休業要請事業者経営継続支援金	休業要請対象事業者支援給付金
支給額		中小企業 100万円 個人事業主 50万円	中小企業 100万円 個人事業主 50万円	中小法人100万円(飲食店等は30万円)※ 個人事業主50万円(飲食店等は15万円)※	中小企業・団体 20万円 個人事業主 10万円
支給要件	開業条件	令和2年3月31日以前に開業	令和2年3月31日以前に開業	令和2年3月1日以前に創業	令和2年4月17日以前に開業
	休業対象期間	令和2年4月21日～5月6日	-	休業開始日※～5月6日	令和2年4月25日～5月6日
	売上減少条件	令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少	令和2年4月、又は4月と5月を平均した売上(収入)が前年同期間比で50%以上減少	令和2年4月又は5月の売上が前年同月対比で50%以上減少	無し
申請受付期間	WEB登録は5月31日終了 ※WEB登録後の申請書類の提出は6月20日まで延長	令和2年6月1日～6月30日	令和2年4月28日～6月30日	令和2年5月7日～6月15日	
申請方法	WEB申請+郵送	WEB申請+郵送	郵送	WEB申請又は郵送	
問い合わせ先	休業要請支援金相談 コールセンター 06-6210-9525 (AM9～PM5日除く)	休業要請外支援金 コールセンター 0570-200-308 (AM9～PM7)	休業要請事業者経営継続支援事業相談窓口 078-361-2281 (AM9～PM5土日祝含)	京都府緊急事態措置コールセンター 075-706-1300(平日AM9～PM5)	

		奈良県	滋賀県	和歌山県
名称		奈良県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	新型コロナウイルス 感染拡大防止臨時支援金	事業継続支援金
支給額		中小企業 20万円 個人事業主 10万円	中小企業 20万円 個人事業主 10万円	従業員規模に応じ、20万円～100万円
支給要件	開業条件	令和2年4月24日以前に開業	令和2年4月23日以前に開業	国の持続化給付金を受けた事業者
	休業対象期間	令和2年4月25日～5月6日	令和2年4月25日～5月6日	-
	売上減少条件	無し	無し	売上が50%以上減少
申請受付期間	令和2年4月28日～6月30日	令和2年5月7日～6月26日	令和2年5月15日～令和3年2月28日	
申請方法	郵送	WEB申請又は郵送	郵送	
問い合わせ先	奈良県緊急事態措置コールセンター 0742-27-3600(毎日AM9～PM5)	滋賀県緊急事態措置コールセンター 077-528-1344(平日AM9～PM5)	和歌山県支援本部相談窓口 073-441-3301(毎日AM9～PM5:45)	

※ 休業開始日の属する期間により支給額が異なります。

(令和2年6月2日現在)